令和６年度　御所市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1. 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定により、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

1. 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

1. 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める施設
2. 就労移行支援施設
3. 就労継続支援施設（A型・B型）
4. 生活介護施設
5. 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
6. 地域活動支援センター
7. 小規模作業所
8. 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年度法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める、障害者を多数雇用している事業所
9. 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所（特例子会社）
10. 重度障害者多数雇用事業所（次のア～ウの要件をすべて満たすもの）

ア　障害者の雇用者数が5人以上

イ　障害者の割合が従業員の20パーセント以上

ウ　雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセ

ント以上

1. 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
2. 自宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
3. 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5　調達の対象品目

1. 物品
2. 食品類（豆腐、みそ、漬物、焼き菓子等）
3. 農作物等（野菜、草花、種苗等）
4. 雑貨・小物（雑巾、マスコット等）
5. その他障害者就労施設等が提供可能な物品
6. 役務
7. 清掃
8. 軽作業（紙折り、組立て等）
9. その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6　調達の推進方法

　　本市における障害者就労施設等からの物品等調達方針は、次のとおりとする。

1. 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するため、全庁的な取り組みを推進する。
2. 障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。
3. 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定及び御所市契約規則（昭和39年規則第18号）等に定める随意契約を活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7　調達方針及び調達実績の公表

1. 本市は、調達方針を作成し、又は見直した時は、市ホームページ等で速やかに公表する。
2. 本市は、当年度の調達実績を当該会計年度の終了後に取りまとめ、市ホームページ等で公表する。

8　調達目標

令和６年度の調達目標は、前年度における障害者就労施設等からの調達実績を上回ることとする。